

## 第2章 プランの策定の背景



## 第2章 プランの策定の背景

### 1. 世界の動き

| 年               | 内容   |
|-----------------|--|
| 昭和 50(1975)年    | 国際婦人年世界会議開催<br>ガイドラインとして「世界行動計画」が採択され「国連婦人の10年」の設定「平等・開発・平和」を目標に女性の地位向上のための取組みがはじめられました。   |
| 平成 7 (1995)年    | 第4回世界女性会議(平等、開発、平和のための行動)開催<br>各国政府の女性政策の指針を示した北京宣言及び行動綱領が採択されました。   |
| 平成 12(2000)年    | 国連特別総会(女性 2000 年会議)開催<br>「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(成果文書)」が採択されました。  |
| 平成 18(2006)年    | 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(東京)<br>「東京閣僚共同コミュニケ」が採択されました。   |
| 平成 19(2007)年    | 第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催<br>「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」が採択されました。  |
| 平成 22(2010)年 3月 | 第54回国連婦人の地位委員会(北京+15 記念会合)開催<br>「北京宣言及び行動綱領」と第23回国連特別総会「女性 2000 年会議」成果文書の実施状況の評価について、宣言及び決議が採択されました。                                       |
| 平成 22(2010)年 7月 | 国連婦人開発基金(UNIFEM)、女性の地位向上部(DAW)、ジェンダー*4問題と女性の地位向上に関する事務総長特別顧問室(OSAGI) 国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW)を統合して、新たな機関(UN Women)を設置することを決める決議が、国連総会で採択されました。 |
| 平成 23(2011)年    | ジェンダー平等と女性のエンパワーメント*5 のための国連女性機関(UN Women)が発足しました。   |
| 平成 26(2014)年    | 第58回国連婦人の地位委員会<br>自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議案が採択されました。  |

| 年            | 内容   |
|--------------|--|
| 平成 27(2015)年 | 国連で持続可能な開発サミット開催<br>国連で持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs *6)採択。ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントが目標 5 に掲げられました。 |
| 平成 28(2016)年 | G7 伊勢・志摩サミット開催<br>女性の能力開発のためのG7 行動指針、女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)に合意しました。                     |
| 平成 31(2019)年 | W20 サミット開催<br>「女性の経済的エンパワーメントの促進」をテーマにセッションしました。   |

#### ※4 ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作りあげられた「男性像」・「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」ジェンダーという。「社会的性別」はそれ自体に良い、悪い価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

#### ※5 エンパワーメント

カ(パワー)をつけることの意。女性のエンパワーメントは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つこと。

#### ※6 SDGs(エスディーゼース)

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の頭文字をとったもの。2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための、2016年から2030年までの17項目の国際目標。



出典：国際連合広報センターホームページ

## 2. 国の動き

| 年            | 内容  |
|--------------|---|
| 昭和 50(1975)年 | 総理府に「婦人問題企業推進」「婦人問題担当室」設置   |
| 昭和 60(1985)年 | 「男女雇用機会均等法」「女子差別撤廃条約」批准<br>国民年金法改訂(女性の年金権保証する国民年金法改訂)   |
| 平成 6(1994)年  | 総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」<br>「男女共同参画推進本部」設置  |
| 平成 11(1999)年 | 「男女共同参画社会基本法」交付<br>男女共同参画社会の実現が重要な課題として位置づけされました。   |
| 平成 12(2000)年 | 「男女共同参画基本計画」策定<br>「男女共同参画基本計画」に基づき、計画的に推進するため、施策や取組等を定めました。   |
| 平成 13(2001)年 | 「男女共同参画局」「男女共同参画会議」内閣府に設置<br>基本的な政策及び重要事項の調査審議を行う等推進体制が強化されました。<br>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)が制定されました。                                    |
| 平成 15(2003)年 | 「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。<br>国、県、市町村及び事業主が一体となって、少子化対策を集中的、計画的に推進することとなりました。  |
| 平成 16(2004)年 | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」と都道府県における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」が策定されました。   |
| 平成 17(2005)年 | 「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定されました。<br>平成32(2020)年までを見通した施策の基本的方向と平成22(2010)年度末までに実施する具体的施策の内容が提示されました。<br>「改正育児・介護休業法」が施行され契約社員ら有期雇用労働者も育児・介護休業の対象となりました。 |
| 平成 19(2006)年 | ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議<br>「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」<br>「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。<br>「改正男女雇用機会均等法」が施行されました。                                    |

| 年            | 内容  |
|--------------|---|
| 平成 21(2009)年 | 「育児・介護休業法」が改正されました。   |
| 平成 22(2010)年 | 「男女共同参画基本計画(第3次)」が策定されました。  |
| 平成 24(2012)年 | 「『女性の活躍推進による経済活性化』行動計画～はたらくまでしこ大作戦」決定されました。   |
| 平成 26(2014)年 | 様々な状況に置かれた女性が自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、社会の活性化につなげるため「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置し、第1回「すべての女性が輝く社会づくり本部会合」が開催されました。              |
| 平成 27(2015)年 | 「女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)」が公布・施行されました。<br>自らの意志で働くことを希望するすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、「女性が仕事で活躍する」といった内容を事業主に対して義務化した法が施行されました。 |
| 平成 27(2015)年 | 「男女共同参画基本計画(第4次)」閣議決定されました。   |
| 平成 28(2016)年 | 改正「男女雇用機会均等法」が公布されました。  |
| 平成 28(2016)年 | G7伊勢・志摩サミットが開催されました。<br>「女性の能力開発のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意しました。  |
| 平成 28(2016)年 | 「国際女性会議(WAW!)」(WAW! 2016)が開催されました。  |
| 平成 29(2017)年 | 「育児・介護休業法」が改正されました。<br>育児休業時間の延長や男性の育児参加を促進するための育児目的休暇の新設が規定されました。  |
| 平成 29(2017)年 | 刑法が改正され、強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等が行われました。  |
| 平成 30(2018)年 | 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。<br>「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」が策定されました。   |

### 3. 茨城県の動き

| 年            | 内容  |
|--------------|---|
| 昭和 53(1978)年 | 「茨城県生活福祉部青少年婦人課」設置<br>男女共同参画への本県の取り組みが始まりました。   |
| 昭和 55(1980)年 | 「第2次県民福祉基本計画」に「婦人の福祉の向上」を位置づけました。   |
| 平成 2(1990)年  | 知事を本部長とする「女性対策推進本部」が設置されました。  |
| 平成 3(1991)年  | 「いばらきローズプラン21」を策定し、同年8月「いばらきローズプラン21推進委員会」と庁内の「茨城県女性対策推進本部」を設置し、推進体制が整備されました。                               |
| 平成 6(1994)年  | 県庁に「女性青少年課」が設置されました。  |
| 平成 8(1996)年  | 男女のよりよいパートナーシップ確立を基本理念とした「いばらきハーモニープラン」が策定されました。  |
| 平成 12(2000)年 | 少子・高齢化を盛り込んだ「いばらきハーモニープラン後期実施計画」が策定されました。   |
| 平成 13(2001)年 | 「茨城県男女共同参画推進条例」を制定し、施行されました。また、「茨城県男女共同参画審議会」を設置し、「茨城県男女共同参画推進本部」とする推進体制が整備されました。                           |
| 平成 14(2002)年 | 「茨城県男女共同参画基本計画」(H13.4~H23.3)と「茨城県男女共同参画実施計画」(H13.4~H18.3)が策定され、苦情やその他の意見を処理するために「男女共同参画苦情・意見処理委員会」が設置されました。 |
| 平成 17(2005)年 | 「女性プラザ男女共同参画支援室」が開設されました。   |
| 平成 18(2006)年 | 「茨城県男女共同参画実施計画」が策定されました。  |
| 平成 23(2011)年 | 「茨城県男女共同参画基本計画(第2次)いきいきいばらきハーモニープラン」が策定されました。   |
| 平成 28(2016)年 | 「茨城県男女共同参画基本計画(第3次)」が策定されました。   |
| 平成 29(2017)年 | 「茨城県女性活躍推進計画」が策定されました。  |
| 平成 31(2019)年 | 「茨城県男女共同参画推進条例」の一部改正が行われ、性的少数者への不当な差別的取扱いの禁止等がおりこまれました。<br>「いばらきパートナーシップ宣誓制度」が施行されました。                      |

#### 4. 境町の動き

| 年            | 内容   |
|--------------|--|
| 平成 4(1992)年  | 積極的に女性行政を取り組むことの必要性から、教育委員会生涯学習課において、女性対策事業を推進しました。「女性対策推進委員会」を設置し、「男女学セミナー」を開催しました。                       |
| 平成 8(1996)年  | 教育委員会生涯学習課に「女性行政担当」を置き「男女共同参画型社会」の実現を図るため講演会や学習会を開催し、普及啓発に取り組みました。   |
| 平成 11(1999)年 | 「男女共同参画社会基本法」の制定を受けて「女性対策推進委員会」を「男女共同参画推進委員会」に名称を変更し、より一層の施策の推進に取り組みました。                                   |
| 平成 13(2001)年 | 「男女共同参画に関する住民意識調査」を実施。翌年「中学生・高校生」「職員等」を対象にした「意識調査」を実施し、男女共同参画プラン策定のための各種基礎資料として分析を重ね、プランの策定を目指し活動を進めてきました。 |
| 平成 16(2004)年 | 「さかい男女共同参画プラン」を策定し、総合的な施策の推進に取り組みました。  |
| 平成 23(2011)年 | 計画期間終了に伴い、社会環境や住民意識を反映させた「さかい男女共同参画プラン(第2次)」(H23.4～H28.3)を策定しました。  |
| 平成 28(2016)年 | 計画期間終了に伴い、より一層の施策の推進に取り組むために、社会環境や住民意識を反映させた「さかい男女共同参画プラン(第3次)」(H28.4～H33.3)を策定しました。                       |
| 令和 3(2021)年  | 計画期間終了に伴い、「さかい男女共同参画プラン(第4次)」(R3.4～R8.3)を策定しました。   |

##### 《境町男女共同参画推進委員会の主な事業内容》

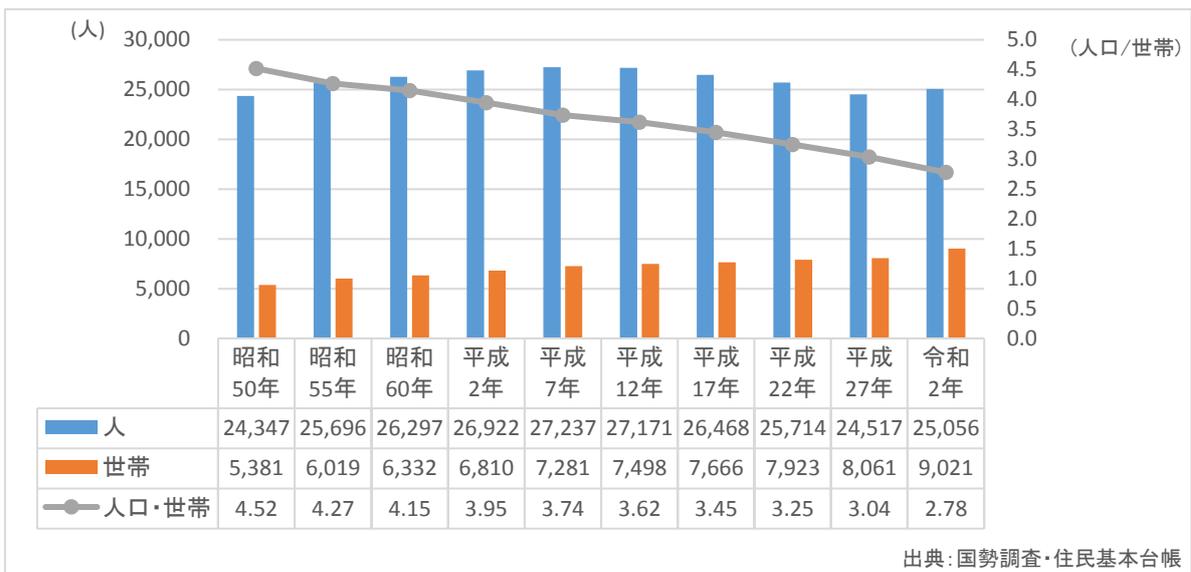
- ・平成 23 年 女性フォーラム「男女共同参画を考える集い」  
講演会「震災を乗り越えて～男女共同参画の視点から～」
- ・平成 24 年 女性フォーラム「さかい男と女ともに輝くつどい」、講演会「男女共同参画とは」
- ・平成 25 年 女性フォーラム「ワールドカフェ」
- ・平成 26 年 女性フォーラム「町長とのすこやか子育てミーティング」
- ・平成 28 年 講演会「現在のイギリスについて」、「水害と女性の力」
- ・平成 29 年 セミナー「DV防止セミナー」、クリスマスファミリーコンサート
- ・平成 30 年 町内小学校出前授業「自分らしく生きる」
- ・令和 元 年 セミナー「災害に強い地域づくりのために～防災・減災に女性の力を生かす～」

## 5. 境町を取り巻く現況

### ◆人口・世帯

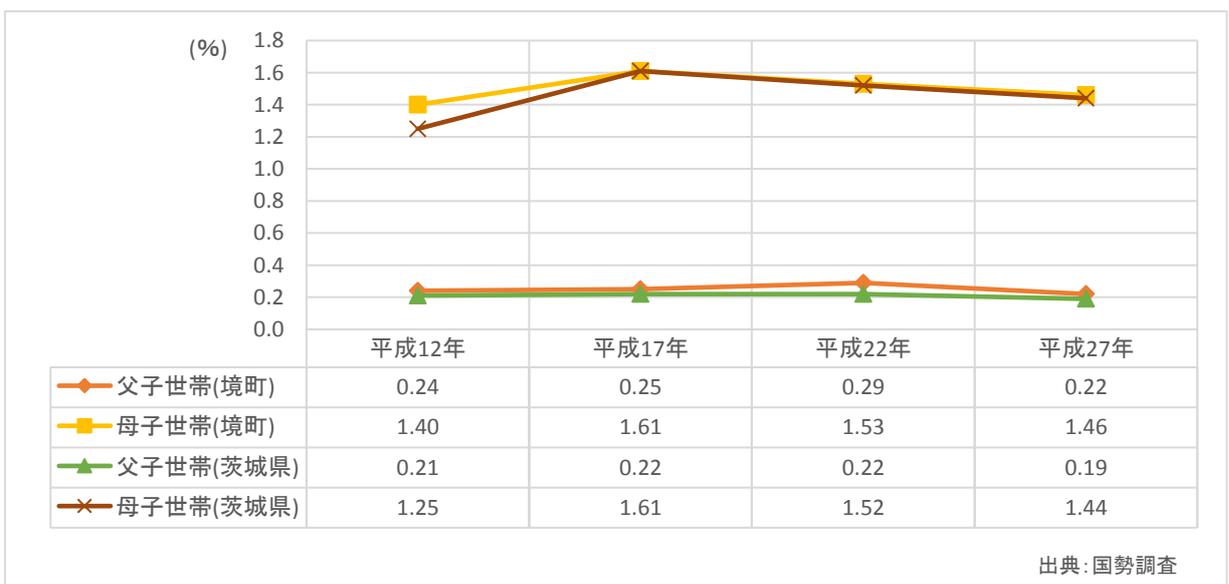
#### ●人口・世帯の推移

本町の人口は、平成7年をピーク（27,237人）に、平成12年以降は減少しています。世帯人員の減少に反して世帯数が増加していることから核家族化が進行していると言えます。



#### ●母子・父子世帯割合の推移

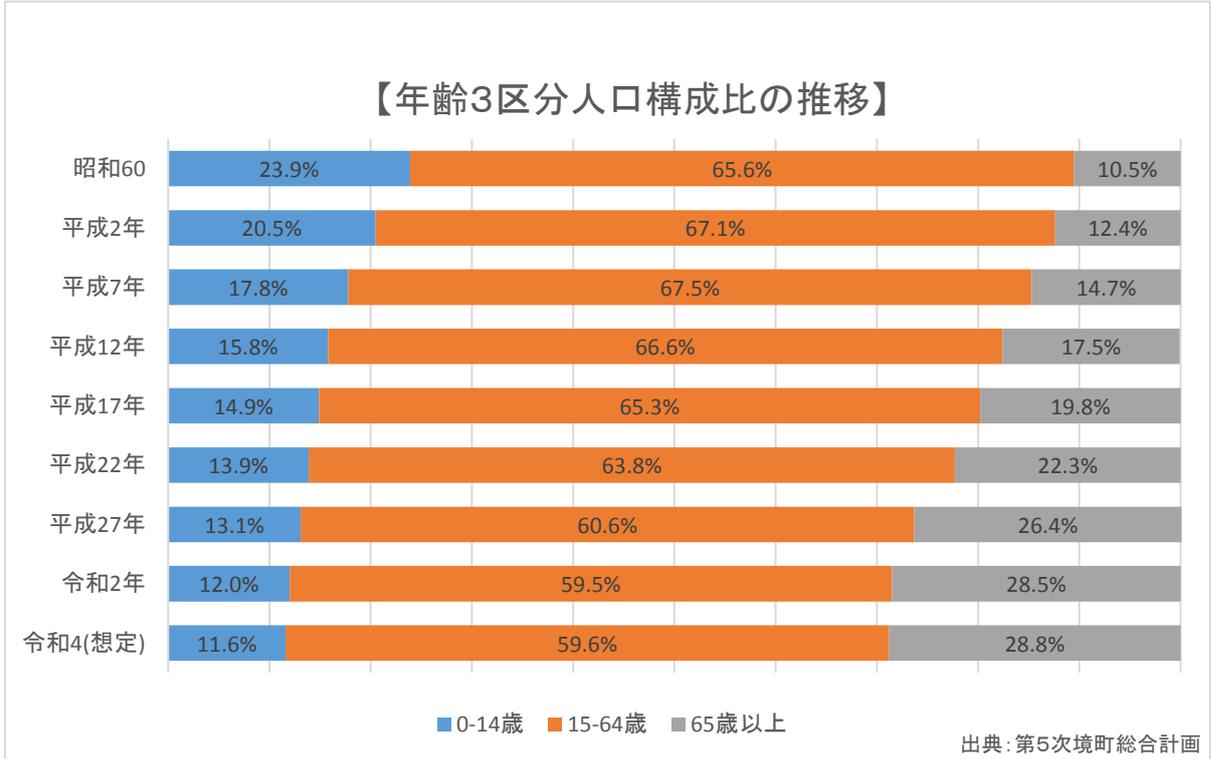
本町の母子・父子世帯の割合は、平成17年をピークに減少しています。



## ◆高齢化の傾向

### ●年齢別人口

人口階層別で見ると少子高齢化が進んでいることがわかります。第5次境町総合計画では、令和4年の3階層別人口は、65歳以上人口が7,200人（28.8%）となると想定されており、令和2年時点でほぼ近づいてきている状況です。

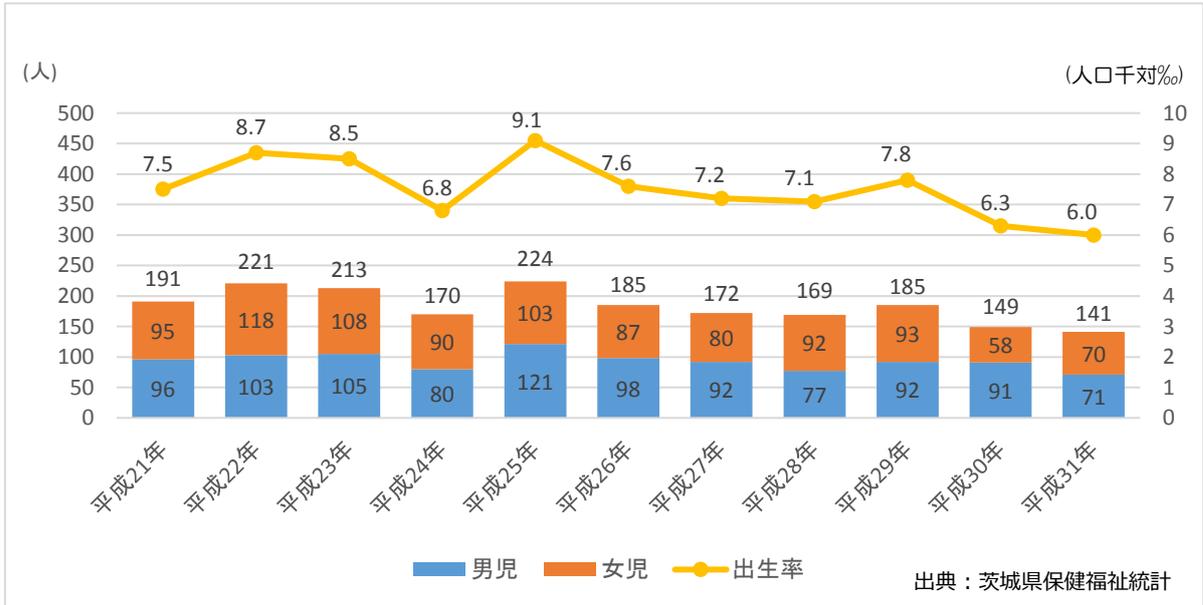


|        | 昭和60年  | 平成2年   | 平成7年   | 平成12年  | 平成17年  | 平成22年  | 平成27年  | 令和2年   | 令和4年   |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 0-14歳  | 6,282  | 5,523  | 4,861  | 4,300  | 3,937  | 3,579  | 3,199  | 3,004  | 2,900  |
|        | 23.9%  | 20.5%  | 17.8%  | 15.8%  | 14.9%  | 13.9%  | 13.1%  | 12.0%  | 11.6%  |
| 15-64歳 | 17,262 | 18,071 | 18,378 | 18,108 | 17,285 | 16,403 | 14,832 | 14,902 | 14,900 |
|        | 65.6%  | 67.1%  | 67.5%  | 66.6%  | 65.3%  | 63.8%  | 60.6%  | 59.5%  | 59.6%  |
| 65歳以上  | 2,752  | 3,328  | 3,998  | 4,763  | 5,246  | 5,693  | 6,453  | 7,150  | 7,200  |
|        | 10.5%  | 12.4%  | 14.7%  | 17.5%  | 19.8%  | 22.3%  | 26.4%  | 28.5%  | 28.8%  |

## ◆少子化の傾向

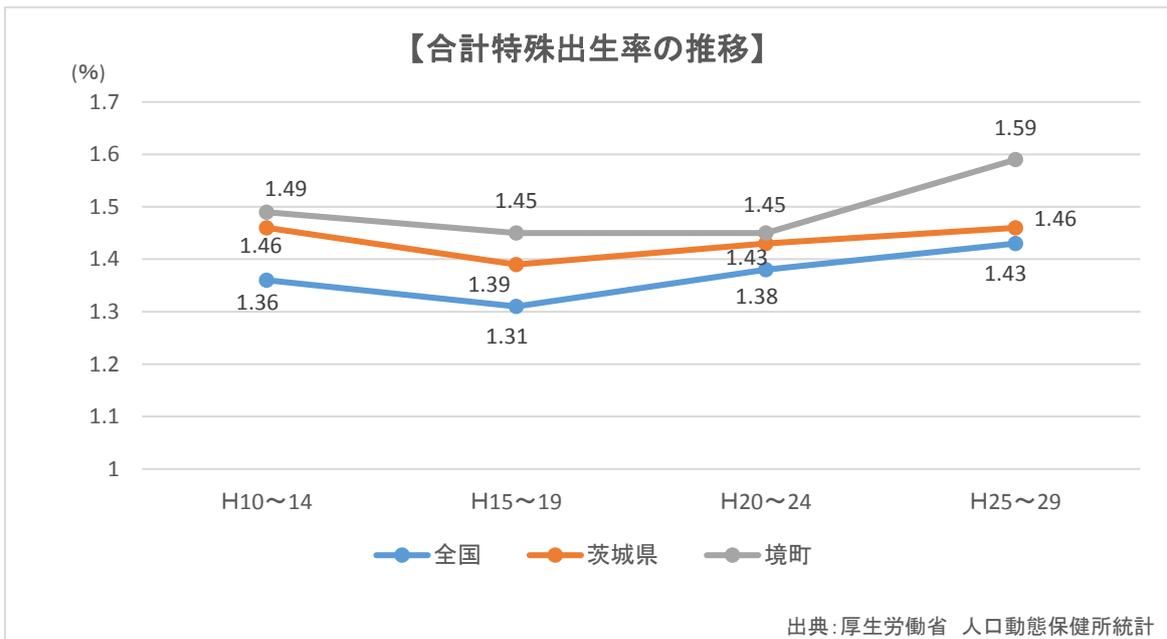
### ●出生数及び出生率の推移

平成 26 年以降から人口減少に伴い、緩やかに減少しています。



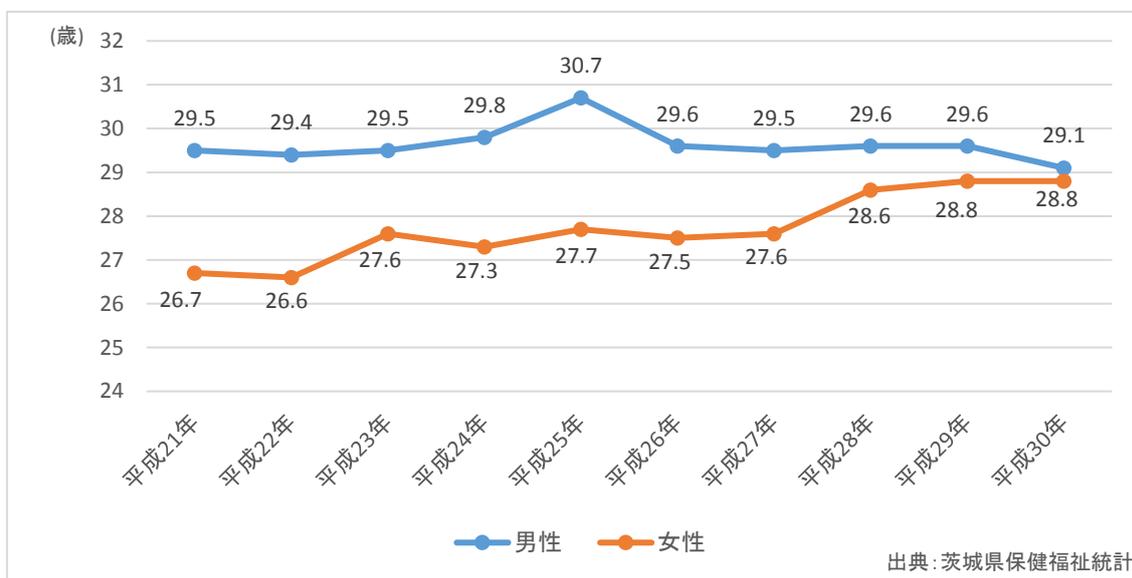
### ●合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率\*7の推移は平成15年以降上昇しています。



### ●平均初婚年齢の推移

本町の平均初婚年齢は、男性女性ともに平成14年頃から緩やかに上昇し、特に女性の晩婚化が進行しています。



#### ※7 合計特殊出生率

人口に対して生まれた子供の数を表す指標の一つ。15歳から45歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が一生の間に子供を生むとしたときの子供の数に相当し、人口動態の出生の傾向をみるときの主要な指標となっている。

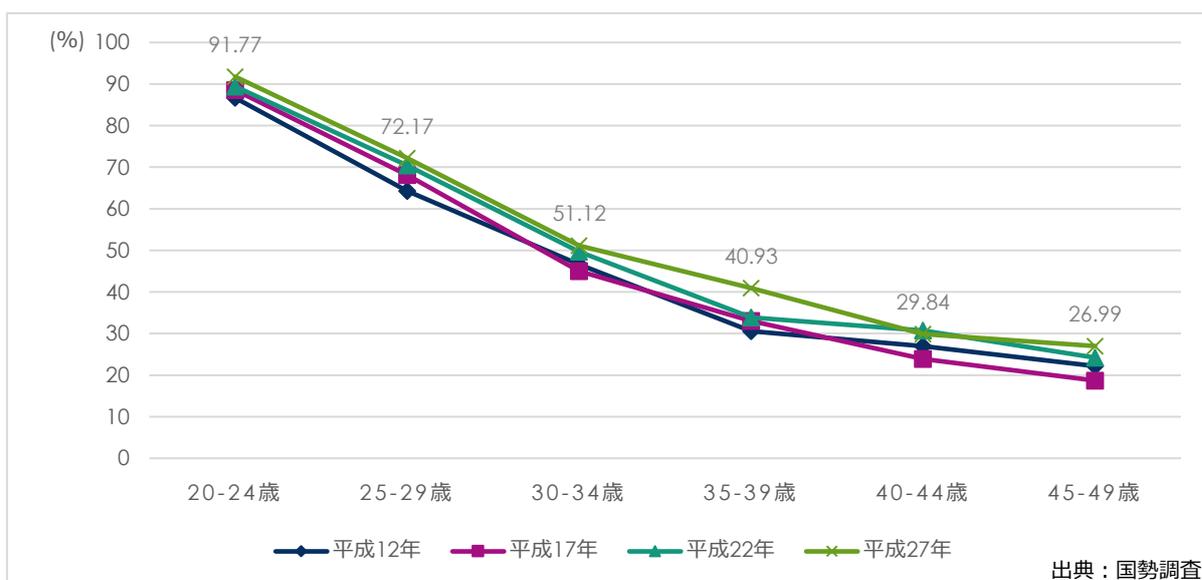
出生率 = 一年間の出生数を総人口数で割った率で、通常、人口1,000人当たりの率「‰」（パーミル）で表示される。

合計特殊出生率 = 「母の年齢階級別出生率」の15歳から49歳までの合計

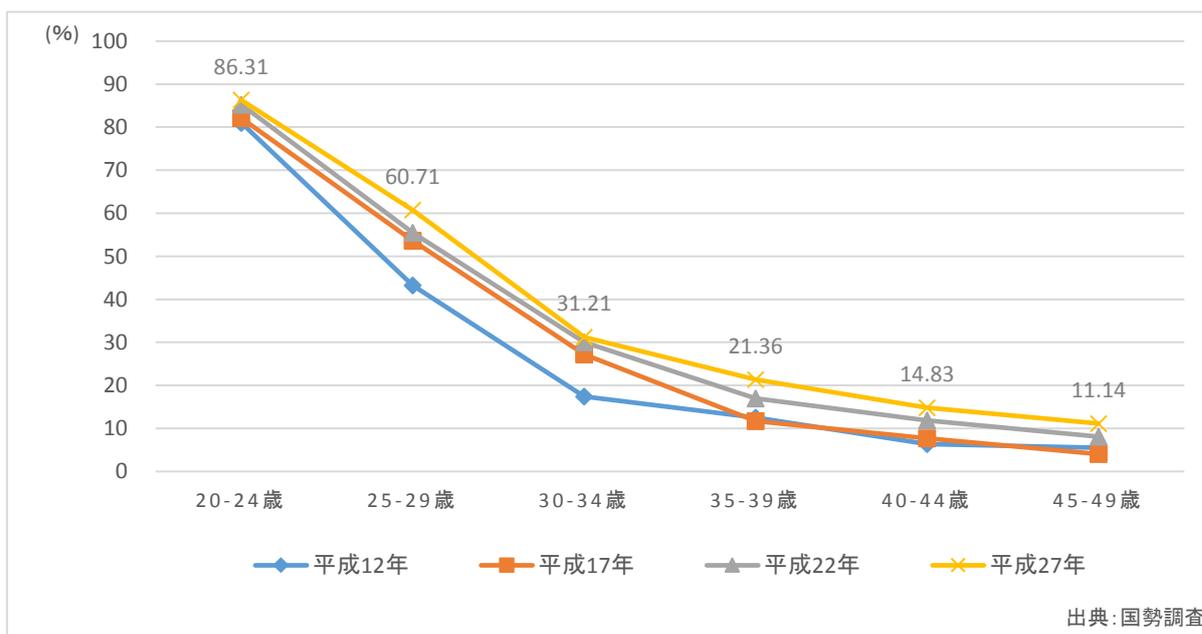
●未婚率の推移

本町の未婚率は、平成12年に比べると男女ともに30代から徐々に緩やかな下降となっています。特に、女性の社会進出や晩婚化が進み、平成22年度以降30代前半では男性5割、女性3割が未婚と、今後は年々未婚率の増加が予想されます。

【男 性】



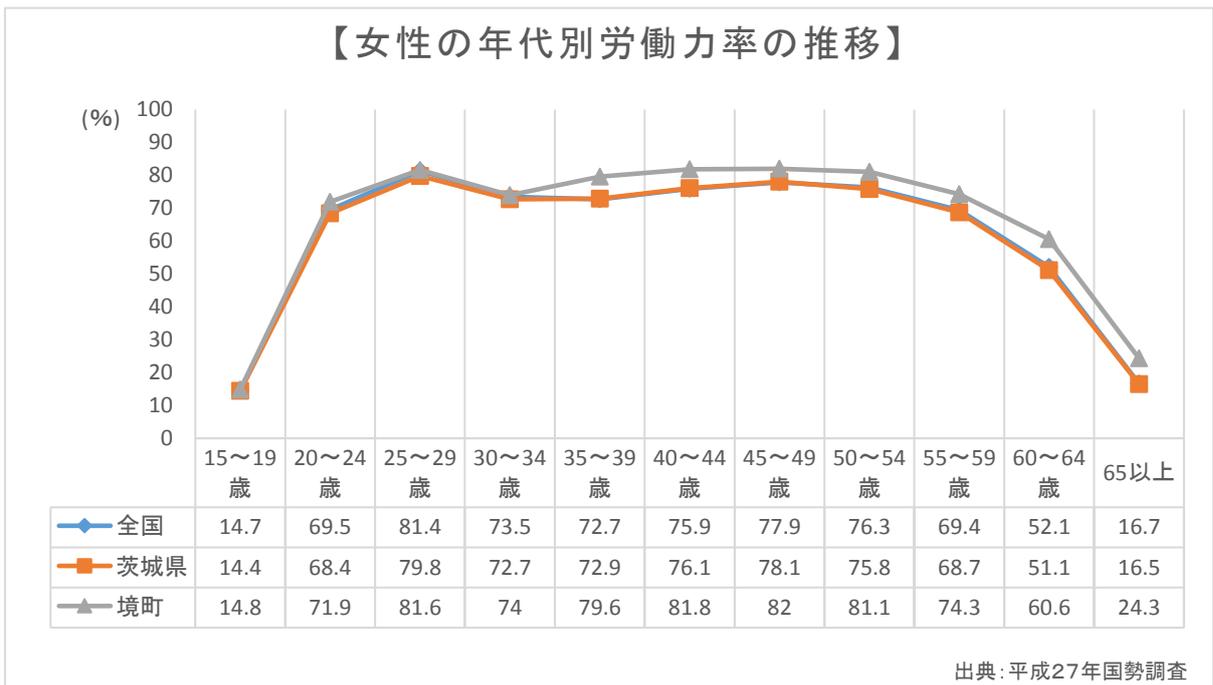
【女 性】



## ◆女性の就業の状況

### ●労働力率の推移

女性の労働力率\*<sup>8</sup>は、結婚・出産・育児にあたる時期に離職するため下降し、再び職に就くため上昇するという、「M字カーブ\*<sup>9</sup>」を描くことで知られています。本町の女性の労働力率は55.24%と国や県と比べ高い傾向にあり、カーブも緩やかになっています。



#### ※8 労働力率

就業者と完全失業者数とを合わせた労働力人口が、15歳以上の人口に占める割合。

労働力人口÷15歳以上の人口(生産年齢人口)×100の数値でしめす。

#### ※9 M字カーブ

女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)は、結婚・出産期にあたる年代にいったん低下し、育児が落ちついた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られており、近年M字の谷の部分の部分が浅くなってきている。

●管理職に占める女性割合

本町の町職員の管理職に占める女性割合は、上昇傾向にあります。県職員に比べて下回っておりましたが、平成27年から上昇し続けており、平成30年以降は県を大きく上回っています。

